

水田・畑作経営所得安定対策等支援事業に係る取扱いについて

(平成23年4月1日22農振第2362号)

各 地 方 農 政 局 整 備 部 長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長
国土交通省北海道開発局農業水産部長
北 海 道 農 政 部 長
独立行政法人水資源機構管理事業部長
独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター農用地業務部長

} 宛て

農林水産省農村振興局整備部農地資源課長

- 1 農家負担金軽減支援対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2304号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第11の1の（2）の「借入主体」とは、土地改良区、農業協同組合、農地保有合理化法人、受益者が組織する団体又は都道府県知事が適当と認める者とする。
- 2 農家負担金軽減支援対策事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2305号農振水産省農村振興局長通知。以下「要領」という。）別紙6の第4の「目標年度」とは、対象事業が申請時に完了している地区については、本事業の計画の認定を受けた年度から起算して5年目以内とし、それ以外の地区については、対象事業の完了の年度から起算して4年目以内とする。
- 3 要領別紙6の第4の（1）から（6）までの「事業の採択時」とは、計画の認定申請に必要な関係書類の作成、手続等を考慮し、計画の認定を申請する年度の8月1日以降の日とする。
- 4 要領別紙6の第6の2の（1）の④の「調整金」の算定に用いる株式会社日本政策金融公庫の農業基盤整備資金の年利率は、対象事業と同種の事業に対する貸付利率を用いるものとする。ただし、国営土地改良事業、独立行政法人水資源機構事業及び独立行政法人緑資源機構事業の場合は、同資金の都道府県営土地改良事業に対する貸付利率を用いるものとする。